

概要版

第7期



桜井市

障害福祉計画



令和6年(2024年)3月

桜井市

# 「第7期 桜井市障害福祉計画」とは

## 1 計画策定の背景と主旨

近年、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立するなど、障害者福祉を取り巻く環境は引き続き大きく変化しています。

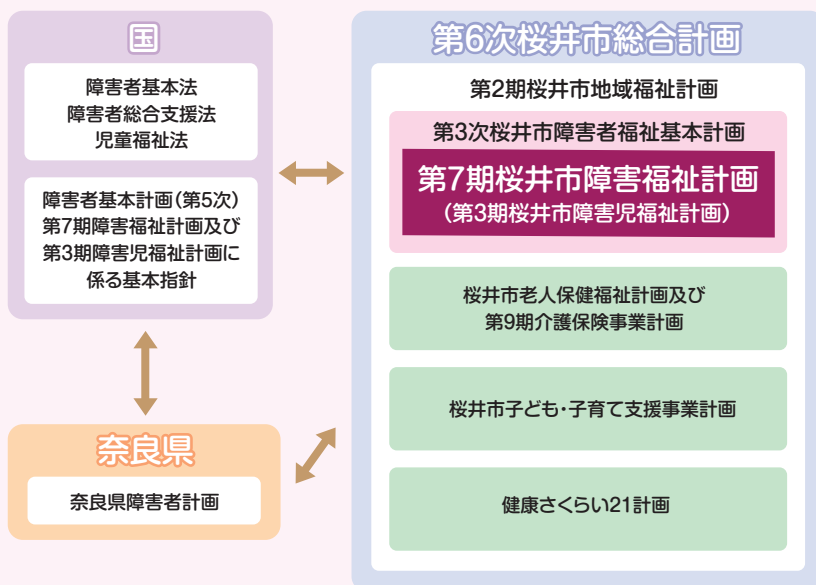
本市において、障害のある人が安心して地域でともに生活することができる「地域共生社会」の実現に向けて、令和3年（2021年）3月に策定した「第6期桜井市障害福祉計画（「第2期桜井市障害児福祉計画」を包含）」が令和5年度（2023年度）末を持って計画期間が満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値等を検証し、国や県の指針を踏まえて「第7期桜井市障害福祉計画」を策定するものです。また、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「第3期桜井市障害児福祉計画」を一体的に策定するものとします。



## 2 計画の位置づけ

本計画は「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第7期計画です。

また、「桜井市障害者福祉基本計画」を上位計画として、障害福祉サービス等の提供体制の確保、3年を1期とした各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその確保のための方策について定めるものです。



## 3 計画の対象

本計画の対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、難病患者、療育の必要な児童・生徒、発達障害者、高次脳機能障害者や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人、医療と福祉との制度の狭間にあって十分な支援が行き届いていない人など日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。

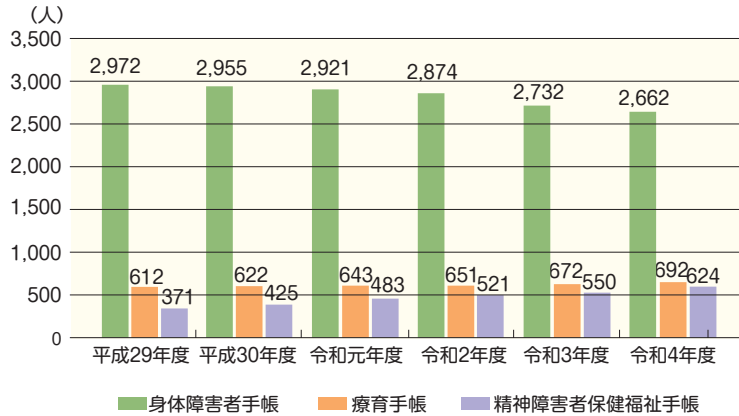
## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

# 桜井市における障害者を取りまく現状と課題

## ① 障害のある人の状況

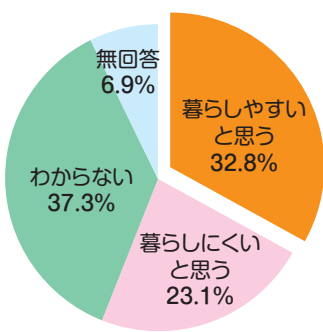
手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者数は平成29年度(2017年度)以降、減少傾向となっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加となっています。



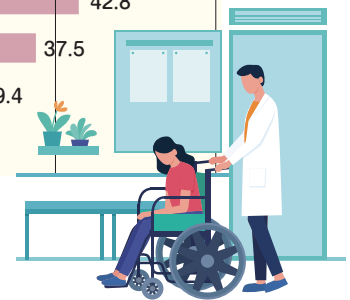
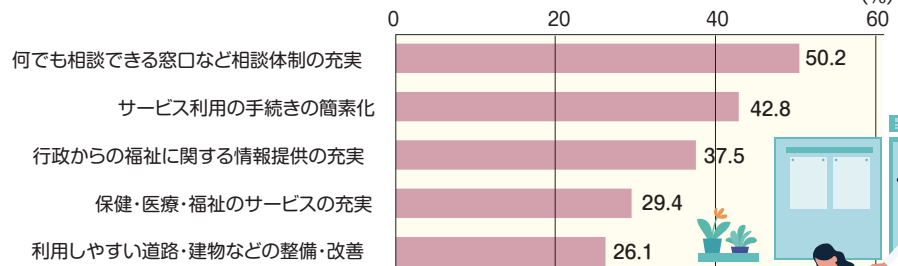
## ② 障害のある人にとっての暮らしやすさの評価

(アンケート調査より)

障害のある人にとって「暮らしやすい」と思う人は約3割となっています。暮らしやすいまちにするためには、各種サービスの充実だけでなく、相談体制や情報提供の充実が求められています。



### 住みよいまちをつくるために必要なことは…



## ③ 桜井市における課題

### 地域生活環境の整備

■地域での暮らしを希望する人が、必要なサービスや支援を受け、希望に応じた暮らし方ができるよう、今後も地域移行のニーズの把握と暮らしに必要なサービスの提供を充実する必要があります。

### 相談支援体制の充実・強化

■総合的な相談対応と、地域の相談支援事業所への専門的な研修、人材育成等による専門性の向上、各事業所との連携による地域全体での相談支援体制を強化していく必要があります。

### ライフステージに応じた切れ目のない療育体制の整備

■保健、医療、教育等の関係機関で情報の共有と連携を行うなど、切れ目のない支援を行う必要があります。

■児童の特性や成長段階に応じた支援や、悩みを抱える保護者への支援も必要です。

### 社会参加や自立に向けた就労支援の充実

■障害のある人が企業で働くには、職場や上司、同僚に障害への理解があることが必要です。障害特性が理解され、適切な対応のもと働くことができる環境整備に向けて、企業や市民への働きかけが必要です。

### 障害福祉に関わる人材の確保・育成

■障害福祉サービスを継続して提供するため、人材確保に向けた取組みや職員が専門性を高めるための支援が求められています。

■福祉に関わる人を増やすため、職員の負担軽減に向けた検討が必要です。



## ① 基本理念

# ともに生きる社会の実現

障害の有無にかかわらず地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「共生社会」の実現に向けて、障害のある人への理解促進の取組みを進めるとともに、福祉サービスの提供や公的な支援だけでなく、ボランティアやNPO、支援団体などの活動を推進し、地域の実情に応じた切れ目のないサービスを推進していきます。



## ② 計画の基本目標

### (1) 障害福祉サービスのさらなる充実

#### ① 日常生活の支援

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子どもが必要とするサービスを利用できるよう、サービス体制の充実を図ります。

#### ② 就労の支援

一人ひとりのニーズに応じた就労支援を充実するとともに、事業所への周知等により障害への理解を深め、就労機会の拡大に努めます。

#### ③ 自立と社会参加の促進

障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくため、関係団体と連携し、さまざまな活動の機会の拡充に努めます。



### (2) 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実

障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。




また、障害のある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

### (3) 相談支援体制の充実

相談支援を円滑に実施するため、障害福祉サービスに関する情報だけでなく、地域の支援団体や資源等に関する情報を把握していくとともに、近年増加している複雑化・複合化したケースにも対応できるよう、相談支援員のスキルアップや関係機関との連携を強化していく取組みを推進していきます。



### ③ 計画の体系図

基本理念	基本目標	サービス・事業	
<p style="writing-mode: vertical-rl; color: red; font-size: 2em; font-weight: bold;">ともに生きる社会の実現</p>	<p><b>① 障害者福祉サービスのさらなる充実</b></p>		
	<p>1-1 日常生活の支援</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①訪問による在宅生活の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•居宅介護</li> <li>•重度訪問介護</li> <li>•重度障害者等包括支援</li> <li>•訪問入浴サービス</li> </ul> </li> <li>②外出の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•行動援護</li> <li>•移動支援</li> <li>•同行援護</li> </ul> </li> <li>③短期入所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•短期入所</li> </ul> </li> <li>④日中活動の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•生活介護</li> <li>•療養介護</li> </ul> </li> <li>⑤居住の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•自立生活援助</li> <li>•施設入所支援</li> <li>•共同生活援助</li> </ul> </li> <li>⑥日常生活用具の給付</li> <li>⑦補装具の交付・修理</li> </ul>
	<p>1-2 就労の支援</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>•就労移行支援</li> <li>•就労継続支援(A型・B型)</li> <li>•就労定着支援</li> <li>•就労選択支援</li> </ul>
	<p>1-3 自立と社会参加の促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①自立生活のための支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•自立訓練(機能訓練)</li> <li>•自立訓練(生活訓練)</li> </ul> </li> <li>②社会参加のための支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•コミュニケーション支援</li> <li>•地域活動支援センター</li> <li>•日中一時支援</li> <li>•社会参加促進事業</li> </ul> </li> <li>③地域社会に対する働きかけ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•理解促進研究・啓発</li> <li>•自発的活動支援</li> </ul> </li> </ul> 
	<p><b>② 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>•児童発達支援</li> <li>•保育所等訪問支援</li> <li>•障害児相談支援</li> <li>•放課後等デイサービス</li> <li>•医療型児童発達支援</li> <li>•居宅訪問型児童発達支援</li> </ul>
	<p><b>③ 相談支援体制の充実</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービス利用支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•計画相談支援</li> <li>•地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)</li> </ul> </li> <li>② 日常生活の相談支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•障害者相談支援事業</li> <li>•基幹相談支援センター</li> <li>•住宅入居等支援事業</li> <li>•障害者虐待防止センター</li> <li>•地域自立支援協議会</li> <li>•成年後見制度利用支援事業</li> <li>•法人後見支援事業</li> </ul> </li> </ul>

## ① 福祉施設から地域生活への移行促進

住み慣れた地域で住み続けるための社会資源や施策の整備と充実を図るとともに、施設入所者のうち地域移行を希望する人の意向を踏まえた上での情報提供を実施し、入所施設、地域相談支援事業所、障害者相談支援事業所などの各機関との連携を図ります。



## ② 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活ができることを目的とし、自立支援協議会が中心となって、令和8年度(2026年度)末までに地域生活拠点を整備し、事業の展開を目指します。また、強度行動障害も含めたさまざまな支援困難ケースの状況把握等も検討していくこととします。

## ③ 福祉施設から一般就労への移行等

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所、地域自立支援協議会等の就労支援にかかわる機関との連携を強化し、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

## ④ 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

子ども・子育て支援制度との連携のうえ、さまざまな福祉サービスの充実を図るとともに、令和8年度(2026年度)末までに児童発達支援センターの機能を有する場を確保し、総合的な支援体制の構築を目指します。

### (2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度(2026年度)末までに重症心身障害児を支援する事業所が確保できるよう、今後の事業所の参入動向を見据えた上で、事業所を育成、確保できる方策を検討していきます。



### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、令和8年度(2026年度)末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、連携の強化等に取り組んでいきます。

## ⑤ 相談支援体制の充実・強化

令和8年度(2026年度)までに総合的・専門的な相談体制の実施および地域の相談体制の強化を実施する体制を確保することを目標として、関係各課・各機関と連携を図りながら、基幹相談支援センターを設置できるよう体制整備を進めます。

## ⑥ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の確保

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他各種研修に職員が参加し、制度等のさまざまな知識を得る場として活用することで、障害福祉サービス等の質の向上に取り組んでいきます。

# 円滑なサービス提供に向けた確保方策

## 1 障害福祉サービスのさらなる充実

### (1) 日常生活の支援

利用者が適切なサービスの選択ができるよう情報の提供を行うとともに、事業者に対しても広く情報提供を行い、多様なサービス提供事業者の参入促進を図ります。また、さまざまなケースに対応できるよう、人材の養成や事業者支援を実施し、サービスの質の向上やサービス提供事業者の充実に努めます。



### (2) 就労の支援

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所と連携し、民間企業等に対して障害者雇用の理解と協力を求め、障害者の就労に向けた職場実習の場の確保に努めます。また、地域に暮らす障害のある人に対して合理的配慮が提供されるよう、市内企業等に対しても、障害理解に対する啓発活動を推進します。

### (3) 自立と社会参加の促進

緊急時や必要なときにサービスを利用することができるよう、利便性の向上に努めるとともに、さまざまなニーズに対応したサービス提供が実施できるよう、関係機関との連携を図ります。

また、市民ふれあい福祉まつりなどのイベントを通して、障害への理解の啓発を積極的に推進するとともに、障害や障害者に対する理解を深めるため、手話周知・啓発講座等を実施します。



## 2 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実

子ども・子育て支援制度(子ども・子育て支援事業計画)と連携しながら、サービスの適切な利用を推進するとともに、サービス提供事業所等と連携協力しながら、ライフステージに応じた一貫した支援を受けることができる体制を推進します。

## 3 相談支援体制の充実

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた一貫した支援を受けることができる地域の障害福祉に関するシステムづくりに向けて、地域自立支援協議会の機能強化を図ります。

さらに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備及び支援体制の強化を図ります。



## 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画は上位計画である「桜井市地域福祉計画」や「桜井市障害者福祉基本計画」と一体的に推進します。

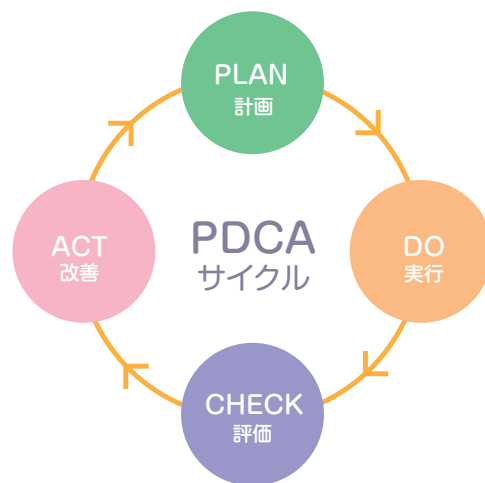
また、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、桜井市が中心となり、庁内関係部課、関係団体・機関、関係行政機関、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。



### 2 進行管理体制

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル(「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくマネジメント手法)に沿って施策を実施し、進捗状況および成果指標の達成状況などについて点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

この進行管理については、「桜井市地域自立支援協議会」に意見を求めるとともに、定期的な進捗状況の点検や評価を行います。



### 3 県・近隣市町村・事業者等との連携

本計画の着実な推進に向けて、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉協議会など、多くの地域関係団体及び障害福祉サービス提供事業者との連携・協力を図ります。

また、円滑なサービス提供に向けては、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス見込み量の確保やサービス提供事業者の指定等、関係部署との必要な調整を図り、円滑な取組みを推進します。

さらに、本市だけでは取組みが困難な内容や広域的な対応を必要とするニーズについては、奈良県や東和(障害福祉)圏域を構成する近隣市町村等との緊密な連携のもとに取り組んでいきます。



●お問い合わせは

桜井市福祉保健部社会福祉課

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

TEL.0744-42-9111 FAX.0744-44-2172

この冊子に書かれている各種サービスの見込み量や具体的な内容については、計画書本編を合わせてご覧ください。

